

# 米債務上限の再設定が迫る ～交渉が難航しても、当面は資金繰りに問題なし～

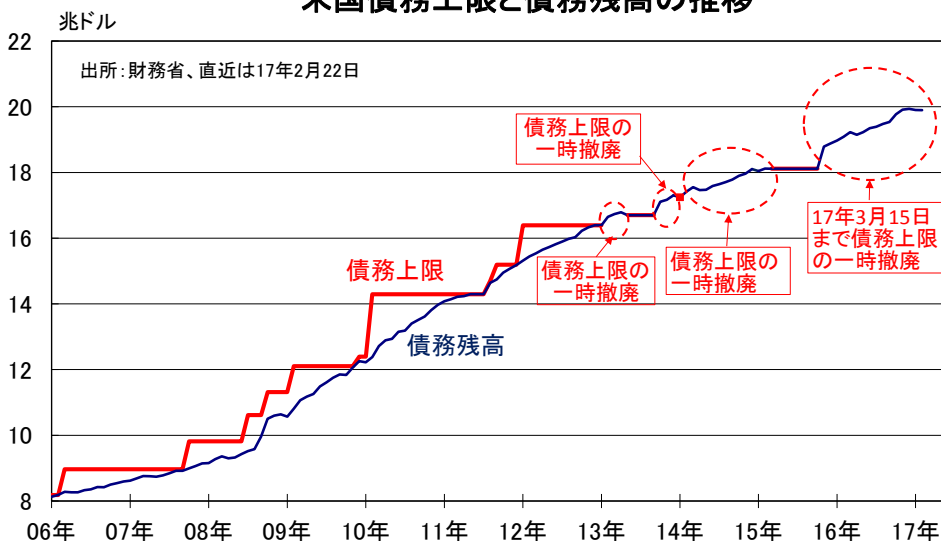
(ポイント)

- ・債務上限の一時撤廃期限が3月15日に迫る
- ・共和党が政権を支配する状況下で、債務上限の引き上げは比較的容易であろう
- ・交渉が難航しても、夏頃までは資金繰りに問題はないとみる

## 【債務上限再設定へ】

米連邦政府の債務上限は2015年11月2日に成立した「2015年超党派予算法」によって一時的に撤廃されていたが、一時撤廃の期限を2017年3月15日に迎える。今後は3月15日の債務残高が新たな債務上限として設定され、債務残高の増加を伴う新規の借り入れができなくなる。米国は慢性的な財政赤字国であることから、新規の借り入れを継続して債務残高を拡大していかなければ資金繰りに行き詰まるのは明白である。債務上限問題は、過去に何度も繰り返されてきたことではあるが、今回も債務上限の引き上げ、もしくは上限撤廃期限の延長が行われなければ、資金繰りに窮して、政府機関の閉鎖や最悪の場合は米国債の利払いや償還ができなくなり、デフォルトに陥るリスクも想定されよう。

米国債務上限と債務残高の推移



## 【債務上限引き上げは比較的容易か】

これから3月15日にかけて債務上限の引き上げ、もしくは上限撤廃の延長に向けた議会での調整が活発化してくることになろう。もっとも、昨年の選挙によって、現在は大統領、上院、下院の全てを共和党が支配している状況であることから、比較的交渉はスムーズに進むと考えるのが自然であろう。仮に政府機関閉鎖やデフォルトという事態にまで発展すれば、共和党の信頼を大きく失墜させ、来年11月の中間選挙(議会選挙)に向けて大きな痛手となることは避けられないであろう。ただし、過度な楽観も禁物であるとみる。もともと「小さな政府」を標榜する共和党においては、

過去の交渉でも債務上限引き上げと引き換えに、歳出削減による財政健全化を求める動きもみられた。共和党は議会を支配しているものの、とりわけ上院においては52議席(定数100議席)とわずかに過半数を上回るにすぎない。仮に共和党の一部の財政健全派議員が抵抗すれば、議会での承認が難航する可能性も考えられよう。

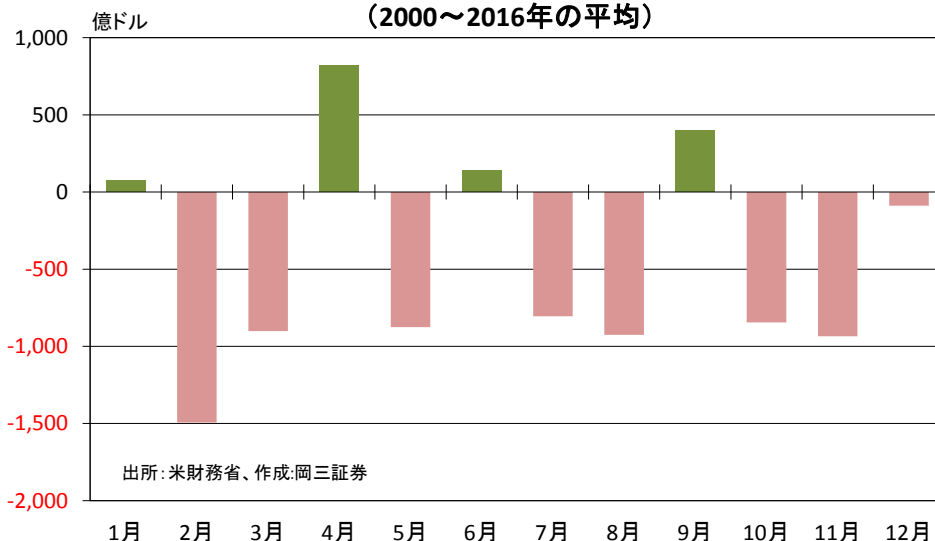
一方、民主党の出方にも注意が必要だ。上述の通り、上院で共和党は52議席しか有していないことから、民主党によるフィリバスター(牛歩戦術)を阻止できない(阻止するには60議席以上が必要)。昨年の選挙で大敗した民主党が一矢を報いるために、債務上限引き上げと引き換えにトランプ政権が進めているオバマケアの見直し阻止を求めてくることなども想定されよう。民主党の出方次第では、3月15日までに債務上限の引き上げや上限撤廃の延長が議会で可決できない可能性はありそうだ。

### 【実質的な交渉期限は7~8月頃に】

仮に3月15日までに債務上限引き上げ交渉がまとまらなかったとしても、米政府機関の運営や米国経済、マーケットへの直接的な影響がすぐに顕在化することはなかろう。月別の財政収支の動向をみると、確定申告に伴う税還付によって財政赤字が最も多くなる2月をすでに過ぎており、今後は確定申告期限の4月18日(例年は4月15日)に向けて納税が増えてくる。特に4月は年間で最大の財政黒字となる季節性があることから、新たな手立てを講じなくても5月頃までは資金繰りに窮することはないと考えられる。

さらに債務上限交渉が難航して資金繰りが厳しくなってきた場合は、公務員年金の積み立てを一時的に凍結するなどの緊急措置を講じることによって2~3か月分の資金繰りを捻出することが可能となる。従って、実質的な債務上限引き上げ交渉の期限は7~8月頃とみられ、3月15日は形式的な節目にしかならないと考えられる。

月別の財政収支  
(2000~2016年の平均)



## 手数料およびリスクについての重要な注意事項

### <有価証券や金銭のお預りについて>

株式、優先出資証券等を当社の口座へお預けになる場合は、1年間に3,240円（税込み）の口座管理料をいただきます。加えて外国証券をお預けの場合には、1年間に3,240円（税込み）の口座管理料をいただきます。ただし、当社が定める条件を満たした場合は当該口座管理料を無料といたします。

なお、上記以外の有価証券や金銭のお預りについては料金をいたしません。さらに、証券保管振替機構を通じて他社へ株式等を口座振替する場合には、口座振替する数量に応じて、1銘柄あたり6,480円（税込み）を上限として口座振替手續料をいただきます。

お取引にあたっては「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。

### <株 式>

株式の売買取引には、約定代金（単価×数量）に対し、最大1.242%（税込み）（手数料金額が2,700円を下回った場合は2,700円（税込み））の売買手数料をいただきます。ただし、株式累積投資は一律1.242%（税込み）の売買手数料となります。国内株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

外国株式の海外委託取引には、約定代金に対し、最大1.35%（税込み）の売買手数料をいただきます。外国株式の国内店頭（仕切り）取引では、お客様の購入および売却の単価を当社が提示します。この場合、約定代金に対し、別途の手数料および諸費用はかかりません。

※外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します（外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その合計金額等をあらかじめ記載することはできません）。外国株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

- ・株式は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による株価の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・株式は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・また、外国株式については、為替相場の変動によって、売却後に円換算した場合の額が下落することによって損失が生じるおそれがあります。

### <債 券>

債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

- ・債券は、金利水準、株式相場、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による債券価格の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・債券は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、債券価格が変動することによって損失が発生するおそれがあり、また、元本や利子の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生または特約による元本の削減等のおそれがあります。
- ・金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

### <個人向け国債>

個人向け国債を募集により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。個人向け国債を中途換金する際は、次の計算によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます（直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685）。

- ・個人向け国債は、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国政府の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるおそれがあります。

### <転換社債型新株予約権付社債（転換社債）>

国内市場上場転換社債の売買取引には、約定代金に対し、最大1.08%（税込み）（手数料金額が2,700円を下回った場合は2,700円（税込み））の売買手数料をいただきます。転換社債を募集等によりご購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。転換社債は転換もしくは新株予約権の行使対象株式の価格下落や金利変動等による転換社債価格の下落により損失が生じるおそれがあります。また、外貨建て転換社債は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

## <投資信託>

投資信託のお申込みにあたっては、銘柄ごとに設定された費用をご負担いただきます。

- ・お申込時に直接ご負担いただく費用：お申込手数料（お申込金額に対して最大3.78%（税込み））
- ・保有期間中に間接的にご負担いただく費用：信託報酬（信託財産の純資産総額に対して最大年率2.2312%（税込み））
- ・換金時に直接ご負担いただく費用：信託財産留保金（換金時に適用される基準価額に対して最大0.5%）
- ・その他の費用：監査報酬、有価証券等の売買にかかる手数料、資産を外国で保管する場合の費用等が必要となり、商品ごとに費用は異なります。お客様にご負担いただく費用の総額は、投資信託を保有される期間等に応じて異なりますので、記載することができません（外国投資信託の場合も同様です）。
- ・投資信託は、国内外の株式や債券等の金融商品に投資する商品ですので、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による、対象組入れ有価証券の価格の変動によって基準価額が下落することにより、損失が生じるおそれがあります。
- ・投資信託は、組入れた有価証券の発行者（或いは、受益証券に対する保証が付いている場合はその保証会社）の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等による、対象組入れ有価証券の価格の変動によって基準価額が変動することにより、損失が生じるおそれがあります。
- ・上記記載の手数料等の費用の最大値は今後変更される場合があります。

## <信用取引>

信用取引には、約定代金に対し、最大1.242%（税込み）（手数料金額が2,700円を下回った場合は2,700円（税込み））の売買手数料、管理費および権利処理手数料をいただきます。また、買付けの場合、買付代金に対する金利を、売付けの場合、売付株券等に対する貸株料および品貸料をいただきます。委託証拠金は、売買代金の30%以上で、かつ300万円以上の額が必要です。信用取引では、委託証拠金の約3.3倍までのお取引を行うことができるため、株価の変動により委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

○平成49年12月までの間、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して2.1%の付加税が課税されます。

○金融商品は、個別の金融商品ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。当該金融商品の取引契約をされる場合、その金融商品の「契約締結前交付書面」（もしくは目論見書）または「上場有価証券等書面」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。

○この資料は岡三証券が信頼できると判断した情報に基づいて作成されたものですがその情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、資料中の記載内容、数値、図表等は、本資料作成時点のものであり、事前の連絡なしに変更される場合があります。なお、本資料に記載されたいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。投資に関する最終決定は投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。

○岡三証券およびその関係会社、役職員が、この資料に記載されている証券もしくは金融商品について自己売買または委託売買取引を行う場合があります。

○自然災害等不測の事態により金融商品取引市場が取引を行えない場合は売買執行が行えないことがあります。

## 岡三証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

（平成27年7月改訂）